

児童扶養手当受給者の方へ 現況届を提出してください

11月分以降の支給額を決定するために現況届の手続きが必要です。書類を郵送しますので受給者本人が8月31日(月)までに手続きをしてください。

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を共にしていない児童を養育する家庭等の生活安定と自立を促進し、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

《支給対象者》

0歳から18歳(障害がある場合は20歳)の誕生日後、最初の3月31日までの間にある児童で、以下のいずれかに該当する児童を養育している方

- 父母が離婚している
- 父または母が死亡している
- 父または母に重度の障害がある
- 父または母に1年以上遺棄されている
- 父または母が1年以上拘禁されている
- 父または母が配偶者の暴力により裁判所からの保護命令を受けている
- 婚姻によらず生まれ、父または母からの養育を受けていない

※以下に該当する方は対象外です。

- 日本国内に住んでいない
- 児童を養育する父または母が婚姻、もしくは事実婚関係にある(頻繁な訪問や、生計が同一の場合は同居の有無に関わらず事実婚とみなします)
- 児童が児童福祉施設などに入所している

《申請時必要書類等》

- 印鑑
- 申請者名義の通帳
- 申請者の年金手帳
- 請求者、支給対象児童、扶養義務者の個人番号がわかるもの
- 本人確認書類(免許証等)
- 本籍地が市外の方は戸籍謄本

※世帯の状況で必要書類が異なります。

| 分類 | 支給額 |
|------|-------------------|
| 全額支給 | 43,160円/月 |
| 一部支給 | 10,180円~43,150円/月 |

| 支給月 | 手当 | 所得審査 |
|-----|---------|----------------------|
| 5月 | 3・4月分 | 平成30年所得に基づく手当額 |
| 7月 | 5・6月分 | |
| 9月 | 7・8月分 | |
| 11月 | 9・10月分 | 平成31年(令和元年)所得に基づく手当額 |
| 1月 | 11・12月分 | |
| 3月 | 1・2月分 | |

子育て支援課 児童福祉係 担当:中川
お太助フォン 47-1283 42-2130

特別児童扶養手当受給者の方へ 所得状況届を提出してください

特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある児童を監護している方に、世帯の経済的な安定と児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

特別児童扶養手当の受給者は、毎年「所得状況届」の手続きが必要です。書類を郵送しますので、9月11日(金)までに提出してください。

※「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応」で認定期間が延長される方も手続きが必要です。

《支給対象者》

20歳未満で、身体または精神に重度、または中度の障害があり、一定の介助等が必要な児童を監護する父母、もしくは養育している方。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いませんが、支給認定には医師が作成した診断書で審査を受ける必要があります。

※以下に該当する方は対象外です。

- 児童が児童福祉施設等に入所している
- 児童が障害を理由とする公的年金等を受給している
- 児童または支給申請者が国内に住所がない
- 支給対象者等に所得制限額以上の所得がある

《申請時必要書類等》

- 印鑑
- 本人確認書類(免許証等)
- 申請者名義の通帳
- 戸籍謄本(申請者、対象児童のもの)
- 所定の様式で書かれた医師の診断書(療育手帳所持者は省略できる場合があります)
- 障害に関する手帳(児童が所持している場合)
- 世帯全員の個人番号がわかるもの

《支給月額》

| 1級(重度) | 2級(中度) |
|-----------|-----------|
| 52,500円/月 | 34,970円/月 |

子育て支援課 児童福祉係 担当:大上
お太助フォン 47-1283 42-2130

制度に関する
お知らせ

行政情報

補助金制度新設 多世代同居支援事業補助金・社宅改修事業補助金

多世代同居支援事業補助金

多世代で支え合う子育てや介護などの共助推進、定住促進を図るため、市内へ転入する多世代で同居する方への住宅改修費用を交付(改修費用200万円以上が対象)

《補助金額》 ※1物件あたり1回

| 対象者 | 金額 | |
|-------------------|------|-----------------------|
| | 基本額 | 加算額 |
| 婚活世帯、または子育て世帯の転入者 | 80万円 | 10万円/子ども1人 ※上限20万円 |
| 上記以外の転入者 | 50万円 | なし |

社宅改修事業補助金

市内で5年以上営業する見込みがある事業者が、市外からの従業員の社宅として活用するため、空き家バンクに登録された空き家を賃貸・購入し、改修する場合の経費を交付(改修費用200万円以上が対象)

《補助金額》 ※1物件あたり1回

| 対象者 | 金額 |
|----------------|------|
| 市内で5年以上営業する事業者 | 50万円 |

住宅政策課 住宅係 担当:末長
お太助フォン 47-1202 47-1206

まちづくりサポーター保険制度

まちづくりサポーター保険制度

市内を拠点に活動する市民団体や市民等が安心して活動するために、保険料を負担する制度

《対象者》 ※事前登録不要

- 市内に活動拠点を置く市民活動団体、およびその団体で活動をしている方
- ※スポーツ大会や祭りなどの競技者、見物人は対象外です。

《対象活動》

- 広く公共の利益を目的とした自主的、自発的な活動
- 計画的、継続的な活動
- 無報酬で行っている活動(実費弁償は無報酬とみなします)
- ※政治・宗教・営利目的、自助的活動や懇親目的、危険度の高い活動などは対象外です。

市ホームページ

https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/chihouseusei/supporter/



地方創生推進課 まちづくり支援係 担当:岡本・立川
お太助フォン 42-2124 42-4376

重度障害者外出支援サービス お太助タクシーチケット

障害がある方の外出を支援するため、市内の指定タクシー業者で利用できるタクシーチケットを交付しています。

《対象者》以下のいずれかの手帳所持者

- 視覚、下肢、体幹、移動機能障害いずれかの障害程度等級が1~3級の身体障害者手帳
- ④、Aの療育手帳
- 1級の精神障害者保健福祉手帳

※以下に該当する方は対象外です。

- 居住地特例で他市町の障害福祉サービスを利用している方
- 障害者通院交通費補助を利用している方
- 高齢者タクシー利用助成を利用している方

《チケット代金》

- 500円/1枚

《交付枚数》

- 8枚/1か月

(申請月から当該年度3月分までをまとめて交付)

※自動車税の減免を受けている方は交付枚数が半分に なります。

社会福祉課 障害者福祉係 担当:好岡
お太助フォン 42-5615 42-2130